

三重県教育施策大綱(仮称)中間案に対するパブリックコメントへの対応(案)

資料1-6

- 対応区分 ① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
 ② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。
 ③ 参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい
 ・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 ・事業主体が県以外のもの。
 ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
 ⑤ その他(①～④に該当しないもの)

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|------|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 1 | 全般 | | 子どものいない人たちへも日本の子どもを皆で育てるという意識を理解していただくような情報発信をすると良いと思う。 | ② | ご指摘いただいた件は非常に重要なことと認識しており、そのために6つの基本方針の一つに「教育への県民力の結集」を掲げ、「時を越えた協創」など、県民の皆さんに関心を持っていただきやすいキーワードを用いて記述しています。今後とも、この基本方針に沿って、社会総がかりで教育に取り組む意識が定着するよう力を尽くしていきます。 |
| 2 | 全般 | | 全体を通して、教育に対する県の熱意を感じた。教育委員会だけではこれまであまり踏み込めなかった「家庭教育」「幼児教育」「高等教育」「社会人教育」など、いわゆる「公立学校教育」以外の部分もかなり細かく記述があり、ありがたい。教育の充実のため、教育委員会だけでなく、他部局も含めて県全体で教育の充実に取り組んでいこうという熱意が感じられる。 | ② | 評価いただき、ありがとうございます。 三重県教育施策大綱(仮称)は、教育・人づくりを最も重要な政策分野と位置づける知事が、自らの考え方を明確に示し、気持ちを込めて策定しているものです。 この大綱に基づき、三重の教育の発展に向けて努力していきますので、今後ともご協力をよろしくお願いします。 |
| 3 | 全般 | | 近年の教育改革の流れは、結局、目新しい施策を教育に導入すること自体が自己目的化してしまい、やればやるほど、本質的な部分、すなわち本来の教育がどんどん後退して、問題を増産させている。むしろ、当たり前前の教育を当たり前に行えるよう、思い切った、これまでとは逆の教育改革が必要ではないか。 | ④ | 近年の教育改革は、グローバル化、情報化といった社会情勢の変化に的確に対応する、必要性の高いものであると認識しています。 大切なのは、常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことであり、今後ともそうしたスタンスで教育改革に取り組んでいきます。 |
| 4 | 全般 | | この大綱と「みえ県民力ビジョン第二次行動計画」と「三重県教育ビジョン」の関係が分かりにくい。 | ⑤ | 「みえ県民力ビジョン第二次行動計画」(仮称)は、教育に限らず、県政の全ての政策を網羅した総合的な行動計画です。 「三重県教育施策大綱」(仮称)は、その中の「教育・人づくり」に関する政策について、根本となる方針等を示すもので、その対象範囲は、就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで、人の生涯にわたる教育全体に及びます。 「三重県教育ビジョン」(仮称)は、教育施策に関する基本的な指針と具体的な取組内容を示すものであり、その対象範囲は、教育委員会の所管である学校教育を中心とした分野や多様な主体と連携して推進する分野となります。 教育施策大綱と教育ビジョンは、大綱の方が県全体の教育政策の根本的な方針をより広い範囲で示していることから、総合教育会議での協議結果を踏まえ、知事が大綱を策定し、その理念等が教育ビジョンの骨格部分に反映されることとなります。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--------------------------------------|-----|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 5 | 全般 | | 知事が代わると大綱も変更するのか。 | ⑤ | 教育施策大綱に限らず、県政の全ての計画に共通して言えることですが、知事が交代した場合、新しい知事の判断により、継続、一部改定、全面改定などの対応が行われることになると考えられます。 |
| 6 | 2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (人口減少、少子高齢社会の進行) | p1 | 県内の「高等教育機関の魅力向上」について、個人の成長という観点からすると、県内にとどまることが果たして本当に良いことなのか、疑問を感じる。少子化の中で、学生募集のために各高等教育機関は魅力化、個性化を進めている。自分が本当に勉強したいこと、自分に合っているところがちょうど県内にあればそれで良いのだが、見聞や視野を広げるためには、学生時代にこそ県外や海外に行くことを勧めたい。逆に県内の「高等教育機関の魅力向上」で、他県から多くの学生が集まり、その若者が三重県に定着することを期待したい。「県内への若者の定着」は、高等教育機関よりも就職先に課題があると思う。せっかく高等教育機関で高い能力を身につけても、それを生かすような職場が三重県内(特に中勢より南)にはない。「学生の確保、就職対策」の前に、企業立地や雇用対策の方が必要ではないか。 | ③ | ご指摘の件は、「地方創生」と「高卒者の進学」との接点でしばしば沸き起こる議論であり、ご意見の趣旨も大変よく理解できるものです。 ただ懸念されるのは、「都会に行かないと成功できない」「都会は楽しく田舎は退屈」といった価値観が一般化していることや、子どもたちに地域の良さ、県内高等教育機関の魅力が十分に伝わっていないことなどです。やはり、「地域を支えることの重要性」や「そういう人生も意味がある」という価値観などをきちんと教えたくらんで、子どもたちの選択を尊重することが必要と考えられます。 こうしたことを踏まえ、大綱案には、地方創生の観点から、「『三重ならではの教育』の推進」という基本方針を掲げ(P7)、「将来世界で活躍する者にも、郷土の未来を担う者にも、心の土壌としての郷土への思い、地域社会の発展に貢献する意欲等を育む」ことを明記していますので、ご確認ください。 なお、ご意見後段の「雇用対策の重要性」については、まさにそのとおりと考えており、若者の県内定着に向けた取組の柱のひとつとして積極的に取り組んでいく方針です。 |
| 7 | 2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (国の教育改革の動き) | p2 | 国の制度に対応していくことも必要だが、「三重ならではの」教育内容、教育の成果があるとするなら、逆にそれを国に発信、提言していく必要があるのではないかと。国の方針どおりに三重県の教育改革を進めれば、必ずいい面と悪い面、両方が出てくると思う。悪い面については県として国に伝え、教育制度の改善につなげていただきたい。 | ③ | 教育改革で最も重要なことは、常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことであり、今後ともそうしたスタンスで取り組んでいきます。 なお、現在でも、国の制度に課題があると判断される場合は、国に対し政策提言を行っていますので、念のため申し添えます。 |
| 8 | 3 三重の教育における基本方針 (教育に取り組む基本方針) | p4 | 「新しい時代へのブレイクスルー」の意味について説明を。 | ⑤ | 「ブレイクスルー」は突破するという意味であり、「新しい時代へのブレイクスルー」とは、人口減少、社会のつながりの希薄化、格差の再生産・固定化、地球規模の環境・資源問題といった課題に起因する、今の時代を覆う閉塞感を打破し、新しい時代への扉を開けるという趣旨になります。 |
| 9 | 3 三重の教育における基本方針 (教育に取り組む基本方針) | p4 | 「毎日が未来への分岐点」という言葉は、素晴らしい。何気ない出来事、何気ない出会いが、その人の人生を変えることもある。後から振り返って、あの時のあれがターニングポイントだった、と思うようなこともある。人生は毎日の積み重ねでできあがっていくわけだから、毎日を大事にしていかなければいけない。 | ② | 評価いただき、ありがとうございます。 確かに、毎日の指導の仕方、寄り添い方次第で、その人の未来は大きく変わっていくものと思われま。特に子どもたちの未来に向けて、教育に携わる者には一日たりとも気の緩みがあってはならないと考えます。今後ともご協力をよろしくお願いします。 |
| 10 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「自らの無限の可能性を信じる」ためには、ベースとして自尊感情(自己肯定感や自己有用感)が必要である。家庭教育から始まって、大人になっても、高齢になっても、周りの人から認められて自尊感情を持続することが、生き抜いていく力につながる。是非、自尊感情の育成についても記述していただきたい。 | ① | 「自らの無限の可能性を信じるためには、ベースとして自尊感情が必要」というのは、まさにご意見のとおりと拝察します。 ご意見を踏まえ、記述内容を充実させていただきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|-------------------------------------|-------------|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 11 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 (p29) | p29では「すべての人がいつでも学び、挑戦し、社会参画できる『生涯現役・全員参加型社会』の実現をめざし」としながらも、p5では「『生き抜いていく力』の育成」としている。「生き抜いていく力」の内容は理解できるものであるが、言葉そのものには、個人が自己の努力のみによって力をつけていく、あるいは弱い立場の者が淘汰されていくことが余儀なくされるという印象を持つ。「社会で生きる力」など、すべての人の幸福感をイメージした文言とすべきである。 | ④ | 言葉のとらえ方は人それぞれで異なりますので、「生き抜いていく力」が「自立」の力と「共生」の力で構成されること、「共生」の力には他者と支えあう力などが含まれること等を記述の中で丁寧に説明しています。従って、P5とP29の記述に矛盾はないと考えています。 また、この言葉には、日々の暮らしの厳しい環境の中で、明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない状況の子どもたちにも、決して人生をあきらめることなく、自らの可能性を信じ、命を大切に生き抜いてほしいという思いも込められています。 こうした「意図」が、県民の皆様や教育現場の方々に正確に伝わるよう、発信の仕方、伝え方を工夫していきます。 |
| 12 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p3 | 「生き抜いていく力」という言葉は、力強さを感じ、素晴らしい。子どもたちの様子を見てみると、日々、子どもたちが弱くなっているような気がして、心配になる。自分でも気づかないストレスからメンタル面で不調をきたし、学校に来られない子どもがいる。それは人間関係であったり、学業不振であったりさまざまだが、自尊感情(自己肯定感や自己有用感)が低く、生きていくことそのもののたくましさ欠ける子どもが増えているように感じる。「可能性を開花」させるには、もちろん教員の働きかけが重要だが、本人も自らの可能性を信じ、希望をもって挑み続けなければならない。そういったモチベーション維持という意味でも、「生き抜いていく力」はとても大事だと思う。また、同じことは大人にも当てはまり、ストレス社会の中で生きづらさを抱えている人は増えている。是非、すべての人がたくましく、しなやかに「生き抜いていく力」を身につけて欲しい。 | ② | 賛同いただき、ありがとうございます。 ご指摘のとおり、「生き抜いていく力」は、これからの激動の時代において、想定外の事象や様々な課題と向き合う子どもたちが、あるいは、日々の厳しい暮らしの中で、明日への夢や希望を抱くことすら簡単にできない子どもたちが、時には自分の判断で、時にはほかの人と支えあいながら、決して自らの人生を投げ出したりすることなく、自らの可能性を信じ、命を大切に生き抜いてほしいという、強い思いのこもった言葉です。 「生き抜いていく力」の育成に向けて、この大綱に基づき、教育活動の一層の充実を図ってまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。 |
| 13 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持って、未来への活路を切り拓く人材」、とてもたくましい姿が目につかび、元気が出る記述である。情報化が進展する社会の中では日々大量の情報もたらされるため、その中から自分に必要なもの、有効なものを選んでいかないと、情報に流され翻弄されることになる。価値観をしっかり持ち、情報を主体的に選択していくためにも、自分の軸が必要である。 | ② | 評価いただき、ありがとうございます。 ご指摘のとおり、この表現の意図しているのは、これからの激動の時代の中で、価値観をしっかり持ち、主体的に人生を生き抜いていく人物像です。ただ、やや「共生」の視点が弱く、「自立」に偏った表現ではないかとのことご意見もいただいておりますので、文案を一部修正したいと考えています。ご了承ください。 |
| 14 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「『生き抜いていく力』の育成」は、「共生」についても一定触れられているが、全体的に「個人」のありようについての記述に偏っている。 | ① | 「『生き抜いていく力』の育成」は、これからの時代を生きる一人ひとりの「個人」に対し、「こういう力を育みたい」という県の考え方を示す基本方針です。 従って、全体として「個人」のありように関わる記述が中心となりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、人間関係の構築に関する言葉を加筆すること等により、ご指摘の点を緩和できるような修正させていただきます。 |
| 15 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 全体的に個人のありようが中心に記されているが、集団生活の中で身に付く力の部分についてもう少し触れてほしい。「共生」についても、もう少し盛り込んだ方がよい。 | | |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|-------------------------------------|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 16 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「共生」の力を育むためにどう取り組んでいくかについての記述がもう少し必要ではないか。 | ① | ご意見を踏まえ、「『生き抜いていく力』の育成」の説明文に、「共生」の力に関する記述を追加させていただきます。 なお、教育施策4「人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成」(P15～16)の中で、「共生の力を育むためにどう取り組んでいくか」について詳しく述べていますので、ご確認ください。 |
| 17 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「生き抜いていく力」は「生きる力」よりも力がこもっている。それが三重県の子どもたちへの希望であり、期待であり、保障でもあるのかと思う。三重県がそのように子どもたちに対して責任を持って教育政策を打ち出されたことに共感している。 | ② | 賛同いただき、ありがとうございます。 「生き抜いていく力」の育成に向けて、この大綱に基づき、教育活動の一層の充実を図っていきますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。 |
| 18 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「共に生きる力」についての視点や不条理な社会や環境をより良い方向に変えていこうとする力の育成について記述すべき。 | ① | ご意見を踏まえ、「共生」の力について、記述内容をさらに充実させていただきます。 「不条理な社会や環境をより良い方向に変えていこうとする力」については、「新しい社会を創っていく力」という表現の中にすでに含まれているものとご理解ください。 |
| 19 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「規範意識、郷土愛等、豊かな心を育む教育」という記述については、「豊かな人間関係や、豊かな心を育む教育」とした方がよい。 | | |
| 20 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「規範意識、郷土愛等、豊かな心を育む教育」という記述は、規範意識、郷土愛が、特別な、突出した表現としてとらえられる。学校・園等での身近な人や家族、地域の人との関わりが規範意識や郷土愛を育むことにもつながるため、「豊かな人間関係や、豊かな心を育む教育」とした方がよい。 | | |
| 21 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育」という記述については、「規範」についての考えが多様であり、一定のイメージを連想する人もあることから、「豊かな人間関係や、豊かな心を育む教育」とするほうが望ましい。 | ① | ご指摘の「規範意識、郷土愛等、豊かな心を育む教育」については、その前の行にある「学力・体力の向上」と「対をなす」ものとして用いている言葉です。即ち、「知育・体育」に対し「徳育」を表す言葉として、極力簡潔な表現である「豊かな心」を選択したものであり、「規範意識、郷土愛」は代表的なものの例示にすぎません。 従って、ここは原案どおりとし、「豊かな人間関係を形成する力」については、別に加筆することとさせていただきます。 |
| 22 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「規範意識、郷土愛等、豊かな心を育む教育」という記述については、「豊かな人間関係や、豊かな心を育む教育」とした方がよい。「変化の風」に「向き合う」ことができるのは「共に支え合う」ことができるからである。豊かな人間関係を築くことのできる子を育てることで「豊かな心」も育んでいくことができるのであって、「規範意識、郷土愛」は、「豊かな心」を持った子どもたちの内面に、人と人との絆を通じて形成されていくものである。「豊かな心」は、子どもたちの根底にある、相手を受け入れたり、喜びを分かち合ったりすることのできる、柔らかい心のことではないか。 | | |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|-------------------------------------|-----|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 23 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「規範意識、郷土愛等の豊かな心」とあるが、規範意識と豊かな心が結びつかないと感じるが、いかがか。 | ⑤ | この「豊かな心を育む教育」という表現は、「徳育」を表す言葉として使用しています。従って、「豊かな心」には、「人権を尊重する意欲・態度」「思いやりの心」「感動する心」「自尊心・自己肯定感」「規範意識」「郷土愛」「豊かな感性や情操」「環境マインド」等が含まれるとお考えください。 |
| 24 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育」の「等」について具体的に説明を。 | ⑤ | 「人権を尊重する意欲・態度」「思いやりの心」「感動する心」「自尊心・自己肯定感」「豊かな感性や情操」「環境マインド」等が該当するとお考えください。 |
| 25 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 幼児教育は人間形成の基礎を担う大切な時期であり、公立幼稚園で大切にしている自発的な活動の時間は子どもたちが遊びの中で自ら感じ動き、失敗や試行錯誤していく体験を通して身につく力を育てている。遊びを通して人とかかわる中で、自分の思いと周りの友だちの思いを伝えあい理解しあいつながりあってともに生きていく力も育っていく。規範意識や郷土愛等は、心が豊かになり、人とともに生きていく力が育つなかで自ら考え気付いてこそ、その子自身のものとなっていくものである。 | ② | まさにご意見のとおりであり、幼児教育の重要性を踏まえ、「人間形成の基礎を担う幼児教育の充実に向けた取組を拡充し、就学後の確かな学びにつなげていきます」と記述しています。 また、教育施策2「人間形成の基礎を担う幼児教育の充実」(P12)の「基本的な取組方向」に、「子どもたちに、遊びや多様な体験活動等をとおして、学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊心、慈しみや思いやりの心など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います」とあることをご確認ください。 |
| 26 | 3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成 | p5 | 「『教育の原点』である家庭教育」「人間形成の基礎を担う幼児教育」という表現は、さまざまな家庭のあることの想定に乏しく、社会的にさまざまな家庭を認め、支援していくことや、幼児のいる家庭の保護者が持つ悩みや不安に共に寄り添って子育てしていくという立場が感じられないので、「家庭教育や幼児教育の充実に向けた取組の充実のための支援・相談の充実」とすべき。 | ④ | 「家庭が教育の原点である」という表現は、国の教育振興基本計画(第一期)や現行の三重県教育ビジョンでも用いられている表現であり、家庭のあるべき姿を簡潔に表したものと考えられます。 また、「人間形成の基礎を担う幼児教育」という表現も、教育基本法第11条に「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」とあることから、幼児教育のあるべき姿を表すものとして適切であると判断できます。 こうしたキーワードにより、関係者がめざす方向を共通認識として持つことで、様々な事情を有する家庭に寄り添い、あるべき姿に少しでも近づくよう、方向性を一にした支援を進めていくことができるものと考えます。 |
| 27 | 3 三重の教育における基本方針 (2)「教育安心県」の実現 | p5 | とても力強い文章に、本気で取り組む意欲、強い意志を感じ、とてもありがたい。高校でも、家庭の経済的な事情で進路変更をする生徒がいる。変更先が悪いわけではないが、やはり当初の希望と異なるため、進学、就職先で長続きしない結果となってしまうことが多い。そのことが本人の収入に影響し、やがては将来築く家庭や子どもの経済状況にもつながっていくのではないかと懸念している。そういった連鎖を断ち切る政策を、是非お願いしたい。 | ② | この部分は、個々の「学び」を支えるため、安全で安心な教育環境を整えなければならないという決意を「教育安心県」というキーワードに込めたものです。 とりわけ「教育の機会均等」は重要であり、ご期待に添えるよう全力を尽くしていきますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。 |
| 28 | 3 三重の教育における基本方針 (2)「教育安心県」の実現 | p5 | 経済的・社会的な事情に関わらず、誰もが必要な学びを自由に選択できるようになって初めて、この大綱に掲げることが実現可能だと考える。この項目こそが大綱の土台だと認識し、例えば県独自の給付型奨学金制度を導入したり、学校の施設設備の充実を一層図ったりするなどの施策を積極的に打ち出してほしい。 | ③ | ご意見のとおり、「教育の機会均等」はきわめて重要な事項と認識しており、基本方針「『教育安心県』の実現」に、その趣旨を明確に記述しています。 この方針を踏まえ、今後どのような取組を打ち出すかについては、現在策定中の「三重県子どもの貧困対策計画」(仮称)等において、具体的に明らかにしていく予定です。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|--------|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 29 | 3 三重の教育における基本方針 (3)「生涯現役・全員参加型社会」に向けた学習基盤の充実 | p6 | 平均寿命が延び、高齢といってもまだまだ健康な人が多いので、その方々の力を使わないのは、本当に社会にとって大きな損失である。また、子育て後の女性も同じである。女性と高齢者の社会参加が、今後の社会発展のための重要な鍵になると思うので、「生涯現役・全員参加型社会」は大いに賛成である。生涯を通じて学び続けるとともに、そこで身につけた能力を、是非社会のために役立てて欲しい。 | ② | 賛同いただき、ありがとうございます。 「子ども」はもとより、チャレンジし続ける「社会人」、学び続ける「高齢者」に至るあらゆる世代が、また、これまで社会との結びつきがまだ十分とは言えない障がい者、女性、外国人等を含むすべての人が、いつでも学び、挑戦し、社会参画できる「生涯現役・全員参加型社会」の実現をめざし、学習基盤の充実を図っていきますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。 |
| 30 | 3 三重の教育における基本方針 (3)「生涯現役・全員参加型社会」に向けた学習基盤の充実 | p6 | あらゆる世代、すべての人の中に、これらの人も含まれるという例で挙げられている「障がい者、女性、外国人等」の中の「女性」に違和感を覚える。「女性」はマイノリティではないし、とりたててここで強調をしなくてもいいのではないか。 | ④ | ここで「障がい者、女性、外国人」を例示しているのは、こうした方々の社会参画がまだ途上であると考えられることからです。 女性の社会参画が進んでいるかどうかについては、様々な見方があるとは考えますが、子育ての負担等の事情により十分に進んでいないという見方が一般的であると思われます。なお、国の教育振興基本計画も、同様の認識に立っていることを念のため申し添えます。 |
| 31 | 3 三重の教育における基本方針 (4)教育への県民力の結集 | p6 | 「社会の構成員すべてが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割を有する」、素晴らしい文章である。県民すべての方が、このような意識を持っていただけるとありがたい。 | ② | ご評価いただいたこの「土」の表現は、総合教育会議の中で教育委員の提案により盛り込まれたもので、このような県民の皆さんに関心を持っていただきやすいキーワードを用いて記述することも重要であると考えています。 今後とも、この基本方針に沿って、社会総がかりで教育に取り組む意識が定着するよう力を尽くしていきます。 |
| 32 | 3 三重の教育における基本方針 (5)「三重ならではの」教育の推進 | p7 | 「『三重ならではの』教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、郷土の未来を担う者にも、心の土壌としての郷土への思い、地域社会の発展に貢献する意欲、異なる文化を理解する態度等を育てていくことに意を用います」という文章は、上から目線を感じてわくわくドキドキしない。 | ③ | ご指摘の文章は、「地方創生に向けた教育」と「グローバル人材の育成」とは相矛盾する取組なのではないかという議論がしばしば沸き起こること等を踏まえ、大きな視点から、グローバル化時代における地方創生に向けた教育の考え方を明示したものであり、ご理解をお願いします。 |
| 33 | 4 教育施策全体 | p10～30 | 各教育施策の中の主な取組内容については、細かい手立てについての記述が多い。 | ④ | 教育・人づくりは、知事の2期目における最も重要な政策分野として位置づけられていることから、「三重県教育施策大綱」(仮称)の基本方針には、知事の教育・人づくりに対する考え方をしっかりと盛り込みました。 また、ライフステージに沿った教育施策の体系と主な取組内容を記載し、県民の皆様へ、教育委員会所管の取組だけでなく、産業人材の育成といった知事部局所管の取組を含めた教育・人づくり政策の内容を、幅広い視点から簡潔に説明するかたちで取りまとめました。 教育・人づくりを最も重要な政策として打ち出した以上、その取組方針や内容をきちんと県民の皆様にお示しすることが知事としての責務と考えられますので、ご理解をよろしくお願いいたします。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|----------------------------------|--------|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 34 | 4 教育施策全体 | p10～30 | 各教育施策の中の主な取組内容については、細かい手立てについての記述が多く、各市町や学校独自の特色や実態にあったものに具体化するとき、多様なものになることが認められないような印象を受ける。例えば、休み時間の使い方などは、実態に即して各校で指導が行われるべきであり、「1学校1運動プロジェクト」の方針で休み時間を管理されることで、子どもの心身の発達への影響が懸念される。 | ③ | P32の「(7)県と市町との役割分担 ②県の役割」のところに、「市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性も尊重しつつ、一層の支援に努めます」とありますように、各市町、各学校の自主性、自律性は大変重要であると考えています。 一方、取組内容によっては、それぞれの自主性に委ねるより、一斉に取り組んだ方が成果につながるものもあると考えられます。 |
| 35 | 4 教育施策全体 | p10～30 | 一律に細かいところまで決めるのではなく、各市町、各学校の自主性、自律性を重視することも大事である。 | | |
| 36 | 4 教育施策全体 | p10～30 | 「朝食メニューコンクールの実施等」「ビブリオバトル(書評合戦)等」「生活習慣・読書習慣チェックシートを普及すること等」など、イベントや運動的なものがいくつも記述されていること自体に疑問を感じる。どこが主体となってどのような形で実施されるかによって、持つ意味合いや効果の有無も違ってくる。具体的に書いたことで、状況の変化への対応の幅を狭めてしまうこととなるのではないか。時期、地域、施設、場面などに応じた柔軟な取組が可能となるよう、文面を変更されたい。 | ④ | 常に、子どもたちにとって何がベストなのかという視点に立ち、市町と協議する中で、県としてリーダーシップを発揮するなど、より適切な方法を選択していく場合もありますので、ご理解をお願いします。 |
| 37 | 4 教育施策全体 | p10～30 | 子どもや地域の実態に応じて、学校・家庭・地域それぞれの主体の創意工夫や連携の仕組みづくりを支援する視点での施策を講じるべき。例えば、「3点セット」「土曜日の授業」等については、各市町の自主性・自律性が確保されねばならない。 | ② | 「学校・家庭・地域それぞれの主体の創意工夫や連携の仕組みづくり」については、取組内容ごとに検討していくことが重要と思われますが、例えばP10の「生活習慣・読書習慣チェックシート」、P22の「スクールソーシャルワーカー」、P23の「コミュニティ・スクール」「学校支援地域本部」など、連携を促進する施策を既にいくつも打ち出しています。 また、各市町の自主性・自律性の確保についても、P32の「(7)県と市町との役割分担 ②県の役割」に、「市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性も尊重しつつ、一層の支援に努めます」と、言及しています。 なお、取組内容によっては、それぞれの自主性に委ねるより、一斉に取り組んだ方が成果につながるものもあると考えられます。 常に、子どもたちにとって何がベストなのかという視点に立ち、市町と協議する中で、県としてリーダーシップを発揮するなど、より適切な方法を選択していく場合もありますので、ご理解をお願いします。 |
| 38 | 4 教育施策1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 早く結婚して早く子どもを育て上げることが、50歳を過ぎた人たちは経験上から楽になることを知っているが、その良さやライフプランを自分たちの経済活動のために若い人へは勧めていないと思う。大きな声で早く結婚して子どもを早く育て上げた方がライフプランとしては楽になることを情報発信すると良いと思う。 | ② | 何歳で結婚し子どもを産み育てるかは、その方それぞれのライフプランによると考えます。その選択の際に必要な知識として、妊娠出産についての正しい知識や家庭の大切さについて啓発をしていきます。 |
| 39 | 4 教育施策1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 結婚手続きの簡素化による結婚に対する前向きな意識醸成が必要である。結婚手続きを昔からのとおりになりたい人たちもいれば、結納、結婚式など形式的な費用がかかりすぎるという若い人もいる。大勢の若い人が結婚するためには手続きを簡素化、家の結婚式よりも二人の結婚式を意識してポピュラーにしていくことが重要かもしれない。 | ③ | 結婚に関する手続きについては、当事者同士で考えるべきものと思われませんが、若い人が結婚をあきらめることのないよう、社会全体で結婚を希望する人を応援できるよう機運の醸成を進めていきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--------------------------------------|--------|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 40 | 4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 携帯、スマホ、ゲーム、塾などの産業は、どちらかといえば若年独身者、子どもたちをあてにして、事業展開をしている。教育費用、社会保障費用の増加、IT関係の諸費用と昔の団塊の世代に比較して家計にかかる負担が多くなりすぎて子どもを大勢育てる気力がなくなっていくのかもしれない。子育て家庭に負担がかかる産業、ビジネスは低収益で対応することとしてはどうか。 | ④ | ご提案の件は、企業の通常の経済活動に関するものであり、行政が関与する課題にはあたらないと判断されますので、ご了承ください。 |
| 41 | 4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 小学校に限らず、中学校、高校、大学でも校庭に保育所を作り、特に大学では卒業生の子どもを優先して預かってはどうか。保育所が足りない、建てる土地もないとのことだが、小学校の敷地で校舎の隣に保育所をつくるのがもっとも良いと思う。複数の子どもがいる人の兄弟姉妹は同じ小学校、中学校に行くことが多いので連絡がとりやすい。1～2歳の間は産休によって対応が可能かと思うが、「二人目、三人目の子どもを育てる際に正規雇用で働ける仕組み」が必要だと思う。 | ③ | 異年齢の交流促進という意味でも貴重なご意見であると思います。「二人目、三人目の子どもを育てる際に正規雇用で働ける仕組み」を推進するため、市町と連携し子育て支援に取り組んでいきます。 |
| 42 | 4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 認可保育所を増やすことが必要だと思う。現在の認可保育所の数を倍に増やし、認可保育所に支給している補助金の全体額は増やさない。ひとつの認可保育所への補助金等の支給額は減るが、子育て世代の若い人たちが定額で預けることができる。 | ④ | 保育所の設置については、保育の実施主体である、各市町において、今後5年間の量の見込みを立てて、その確保方策を子ども・子育て支援事業計画としてとりまとめています。 県では、必要な保育施設を確保するといった待機児童対策など、各市町が地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援していきます。 |
| 43 | 4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 主な取組内容2に基本的な生活習慣に関する記述はあるが、全体に家庭教育より、子育て支援に関する記述が多いように思う。各家庭はさまざまな事情がある上、行政としては入りにくいところではあるが、規範意識の育成や、家庭学習の時間確保、環境整備に関しては、是非とも家庭に協力していただきたい。子どもの学力や社会参画力の育成に、学校の果たすべき責任は大きいと思うが、県民力を結集し「横の連携・協働」を進めるのであれば、家庭の協力も必要であるので、記述していただきたい。 | ① | 家庭教育と子育ては密接不可分の関係にあり、子育て支援は家庭教育の充実につながるものと考えていますが、ご指摘のとおり、家庭教育に対し直接的に働きかける取組をもっと積極的に進めていくことが重要と認識しています。 さらなる検討を行い、取組内容を追加・充実します。 |
| 44 | 4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 教育の原点は家庭教育と書かれているが、その原点をもとに学校教育の中で、子どもたちの力がより成長するものである。しかし、社会の状況は核家族化、共働きの家庭の増加から、家庭の教育力について危惧している。社会情勢は「子育て支援」の名のもとに、子どもを家庭から切り離す状況が続いているのではないかと懸念している。家庭が子どもとしっかりと向き合える時間が作れるよう、社会の在り方を見つめ直すことが重要である。 | ② | ご意見のとおりと考えており、家庭教育の重要性を踏まえ、基本方針「『生きていく力』の育成」(P5)の中に、家庭教育の充実に向けた取組を拡充することを明記しています。 また、教育施策「『教育の原点』である家庭教育の充実と子育て支援」(P10)の「基本的な取組方向」に、「出産・育児・子育て家庭への支援を充実するとともに、子どもの育ちを支える社会環境づくりを推進します」とあり、社会の在り方まで視野に入れた取組を進めていくこととしています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--------------------------------------|--------|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 45 | 4 教育施策 1「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援全体 | p10～11 | 女性の雇用待遇の改善や、働きながら子育てできる社会をめざす方策の具体を示してほしい。 | ③ | 女性の就労支援については、教育施策11「あらゆる世代のすべての人が学び挑戦できる社会づくり」の「主な取組内容」12(P30)に記述しており、女性の就労継続がかなう労働環境づくり、キャリアアップ支援、就労相談や研修等の再就職のための支援、再就職後のフォローアップなどに取り組むこととしています。 ③ 女性の雇用待遇の改善や、働きながら子育てできる社会づくりは重要であると考えており、平成27年3月に策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において、「子育て期女性の就労に関する支援」や「企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援」「保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」などを重点的な取組として位置づけ、具体的な施策を推進することとしています。 |
| 46 | 4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実全体 | p12 | 小学校に入って当然知っているべきことが家庭によって違うと思う。保育園、幼稚園で教える躰は、家庭で教えるべきことを徹底すると良い。礼儀、箸の持ち方、鉛筆の持ち方は、皆ができるようにし、家庭によって差がないようにすると良いと思う。 | ③ | 保育所や幼稚園においては、保育所保育指針や幼稚園教育要領等を踏まえ、健康、安全な生活に必要な基本的な習慣を養うよう、家庭と連携して、子ども一人ひとりの発達段階に応じた、教育・保育を実施していきます。 |
| 47 | 4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実全体 | p12 | 4～8歳の間に発達する小脳はまさに「生きる力」を司っている。しかも、小脳は体験によってしか発達しない。体験とは子ども自身が考えて、やってみて、感じて、記憶するということである。用意された〇〇体験と言うことではなく、豊かな環境の中で自ら選び、挑戦し、体で感じ取っていくものである。そのように子どもたちが好奇心に満ち、自ら関わり、挑戦できる環境が与えられなければならない。小脳の発達時期に適切な体験の出来る環境が与えられることが必要である。「生きる力」は黒板やPCでは教えられない。「生き抜いていく力」がスローガンで終わらないように、抜本的な教育のあり方の変換を求えていただきたい。 | | |
| 48 | 4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実全体 | p12 | 以下のことを提案する。 ①全ての幼稚園・保育園・子ども園の園庭に森を作る。(四日市市まきば幼稚園ですでに実践。2000年に固定遊具を取り払い、森にしたことで庭の空気が変わり、子ども遊びが変わり、外遊びを嫌がる子どもたちがいなくなった。) ②全ての幼稚園・保育園・子ども園で一枚の畑・一枚の田んぼを自分達で管理し、カリキュラムを自然の変化に応じて組み立てる。少し郊外に出かければ耕作放棄された田も畑もある。 ③荒れた里山、地域の共有地などを市町が子どもたちの為に開放する。 ④すでにみどり共生推進課でやっておられる「森のせんせい」の制度を幼児教育にも活かしていく。あるいは「森のようちえん活動インストラクター」を養成する。 ⑤森の中に子どもたちを連れて行くことが不慣れな保育者・先生達のために、県民の森などをもっと活用する。 | ③ | 幼児期は、子どもたちの心身の健やかな成長を促すうえで大切な時期であり、幼児期の体験活動の重要性については理解しておりますので、いただいたご意見も参考にしながら、関係機関と連携して体験活動の充実に取り組んでいきます。 また、自然体験を通じた子育て環境づくり等もあわせて進めていきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|------------|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 49 | 4 教育施策 2 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実 基本的な取組方向 | p12 | 「遊びや多様な体験活動」は、幼児教育の中でとても大切なものであり、すべての幼稚園・保育園でこの取組を進めることで、すべての子どもたちが健やかな成長をすることを望んでいる。核家族化が進むなか、家庭での教育力の低下を心配している。「教育の原点は家庭教育」とうたわれているとおり、家庭での教育が進むよう啓発にとどまらない取組が必要である。 | ② | まさにご意見のとおりであり、家庭教育、幼児教育の重要性を踏まえ、基本方針「『生きていく力』の育成」(P5)の中に、家庭教育、幼児教育の充実に向けた取組を拡充することを明記しています。 ご意見を踏まえ、今後、啓発にとどまらない家庭教育の取組、遊びや多様な体験活動を通じた幼児教育の取組を一層推進していきます。 |
| 50 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 全体 | p13~ 14 | 日本人という意識を持つために、日の丸、君が代のほかに古事記、日本書紀、万葉集を学ぶとともに、義務教育の趣味の時間で百人一首、囲碁、将棋なども勉強すると良いと思う。 | ② | 現在、各学校では、各教科や特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて、古典をはじめとした日本の伝統文化に触れる機会を設けています。 今後も、日本の古典やさまざまな伝統文化の学習機会の充実を図っていきます。 |
| 51 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 全体 | p13~ 14 | p11に「グローバル化の進展」で、「幅広いコミュニケーション能力の育成」とあるが、そこに「他者を理解し関わろうとする力」といった意味も含まれると考えるなら、ここにもそれに関連した記述を期待する。主な取組内容10に「語学力向上」に関する記述はあるが、コミュニケーション能力はそれだけではなく、社会に参画するための基礎的な力として、人と関わる力が必要ではないか。 | ① | ご意見を踏まえ、記述を修正します。 |
| 52 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容1、5 | p13 | 子どもたちは、保護者の就労環境や家庭事情により、さまざまな生活環境にあつて、家庭学習が難しい実態が見られる。一律にこうあるべきという方向で進めるのではなく、家庭や児童・生徒にあつた方法を探しながら力をつけていくべき。 | ① | ご意見を踏まえ、記述を修正します。 |
| 53 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容1、5 | p13 | さまざまな生活環境にあつて、家庭学習が難しい実態を踏まえ、子どもたちの自主的な学習をサポートする体制づくりと居場所づくりが必要である。 | ② | 子どもたちの自主的な学習をサポートするために、補足的な学習や家庭学習の指導等を進めるとともに、放課後の居場所づくりの取組として、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に取り組んでいます。今後とも取組の着実な推進に努めていきます。 |
| 54 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容1、5 | p13 | 組織的に取り組むための、行政からの人的・財政的支援が必要である。 | ② | 三重県教育施策大綱(仮称)は、県の教育・人づくり政策の根本となる方針や教育施策の主な内容を示すものであり、個々の取組にどの程度の予算・定数を配していくかについては、別途行われる全体の予算調整、定数調整の中で、具体的に判断していくこととなります。 |
| 55 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容1、5 | p13 | 家庭環境が教育格差につながらないよう、行政からの人的・財政的支援が必要である。 | ② | 人的・財政的支援の重要性を踏まえつつも、県財政が厳しい折りであり、十分な精査を行ったうえで、最小限の経費で最大の効果が上がるよう取り組んでいきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|--|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 56 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容2 | p13 | 「全国学力・学習状況調査」に表れる学力は、あくまで多様な「学力」というものの一部分であることを忘れるべきでなく、順位や数字に踊らされずに、目の前の子どもをしっかりとらえていくべき。 | ③ | 県としましては、基本的な取組方向にお示したように、すべての子どもたちが、自らの夢や希望をかなえ、未来を創り、自分らしく暮らしていけるようにとの視点から学力を捉えています。 そこで、「全国学力・学習状況調査」「みえスタディ・チェック」「ワークシート」の3点セットの組織的・継続的な活用は、子どもたち一人ひとりの課題を把握するとともに授業改善に結びつけることにより「わかる授業」や「個に応じた指導」につながるものと考えます。 また、子どもたちにとって、学力の向上が「やればできる」という思いとともに、自己肯定感や自尊感情の向上につながるものと考えます。 これらの点から、3点セットを活用し、目の前の子どもたちの学力及び学習の状況を客観的にとらえ、子どもたちがわかる喜びを実感する取組を進めていくことが大切です。 今後も、これまで以上に市町等教育委員会、学校と連携し、創意工夫した取組を進めていきます。 |
| 57 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容2、5 | p13 | 学校現場が一層多忙化している中、「全国学力・学習状況調査」「みえスタディ・チェック」「ワークシート」を3点セットとして活用し、学習状況の把握や授業改善等を行っていくことは厳しい状況でもある。全国の調査で十分活用等していけると思う。また、学力の定着を図るため、家庭学習の組織的な取組において、片親や里親等の家族構成や夜間勤務で夜は子どもだけになる家庭などさまざまな生活環境のある中、家庭学習が困難な子どもが多数ある状況で、この取組は厳しいものがある。 | ④ | 一人ひとりの子どもたちの抱える学力・学習状況は多様であることから、小6、中3を対象とした全国学力・学習状況調査の活用はもちろんのこと、小4、小5、中1、中2を対象としたみえスタディ・チェックやワークシートを相互に関連させながら学校全体で有効に活用し、それぞれの課題に応じたきめ細かい指導を展開することが、「わかる授業」や「個に応じた指導」につながると考えます。 なお、みえスタディ・チェックについては、実効性を高めるため、現場の声や他県の状況等を踏まえ、原則年1回(小5、中2のみ2月にも実施)とするなど、改善を進めてきたところです。 また、家庭学習については、教員が宿題の出し方や内容の共通理解をはかり、宿題についての評価・指導を行ったり、地域の教育力を活用して放課後等の学習支援を実施したりするなど、組織的に取り組むことが大切です。このことは、様々な生活環境にある子どもたちが、意欲をもち、自ら考え、学ぶ力を身につけていくことにつながると考えています。 |
| 58 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容5 | p13 | 学力向上を組織的に進めるためには、教職員数を増やすことが必要である。現在の学校現場は多忙を極めており、残業のない日はない。子どもに直接にかかわる教材研究をする時間より、事務仕事に追われることも多い。子どもの学力を向上させるために丁寧な指導をしようと思うと手が足りず、人材的な支援が必要である。 | ③ | 児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進し、確かな学力の向上を図るため、加配教員や非常勤講師を配置し、少人数教育の充実を図っています。厳しい財政状況ではありますが、少人数教育を後退させないよう、現在県内に配置している教員加配の維持、確保に努めるとともに、引き続き国に対して学級編制標準そのものの引き下げを要望してまいります。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 59 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容6 | p13 | 「アクティブ・ラーニング」の定義や教育現場への効果的な導入の仕方をめぐっては諸説ある。もっと具体的な提示の仕方を考えないと、効果的な活用がなされないおそれがある。また、現場で混乱が起きることにつながる。はやりだからと言って、この概念を安易に扱うべきではない。 | ④ | <p>文部科学省が示す「アクティブ・ラーニング」は、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」であり、「発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等」の他、「教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等」も有効な方法とされています。</p> <p>このことを踏まえ、本県では、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習方法として、「アクティブ・ラーニング」を位置づけました。これは従来の授業でも行っている児童生徒が主体的・積極的に取り組むことができる授業の方法でも考えます。</p> <p>ついては、子どもたちの学習意欲を向上させる従来の方法を活用し一層の充実を図ることを通して、子どもたちの学力向上につながる取組につなげていきます。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、各学校において、十分理解が行えるよう、県指導主事の学校訪問や各市町等教育委員会職員対象の研修会等を通じて周知を図っていきます。</p> |
| 60 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容9 | p13 | 世界の人と共生するためのツールとしての英語教育は大切であるが、早期化、教科化することの児童への負の影響も一応想定して進めるべき。 | ③ | <p>グローバルな視野で活躍するためには、言語や文化に対する理解を深め、外国語を使って理解したり表現したりできるようにすることが大切です。ご意見のとおり、児童の状況や発達段階に応じて見通しを持つとともに、外国語学習への意欲を高めること等に配慮して英語教育に取り組んでいく必要があると考えます。</p> |
| 61 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容13 | p14 | 三重県の投票率を日本一にして「三重県民は選挙権を大切にする県民だ」と他県の人たちから尊敬されたい。そのためには、特に、高校生に対する主権者教育を充実させる必要がある。P13の「基本的な取組方向」にも「主権者教育」と明記を。 | ③ | <p>高等学校等の生徒が積極的に社会に参画し、課題に対し多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育成するため、政治的教養を育む教育(主権者教育)を通じて社会への参画力を育成することに努めていきます。</p> <p>なお、「基本的な取組方向」には、主権者教育の記述はありませんが、その意義は含まれているとご理解ください。</p> |
| 62 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容1 | p15 | 戦争は最大の人権侵害と考える。平和教育についてどのように取り組んでいくのか。 | ⑤ | <p>平和に関する教育は、学習指導要領に基づき、小学校、中学校では、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などで、高等学校では、地理歴史科や公民科などの教科や特別活動などで行われています。</p> <p>また、沖縄、長崎などへの修学旅行において、事前の調査や当日の語り部からの聞き取りなどをしたり、身近にある戦争の史跡を見学して当時の様子の聞き取りをするなど、主体的・体験的な活動を取り入れた平和に関する学習も実施しています。</p> <p>今後も、児童生徒一人ひとりが主体的に平和な社会を築く実践力を身に付けることができるよう、市町教育委員会とも連携して、各学校の支援に努めていきます。</p> |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 63 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容2 | p15 | 子どもたちは、既に道徳的な価値観を持っている。授業で教えようとしている徳目も同様である。これらは、生活の中で自然と学んだり、人との関わりの中で身につけたりしていくもので、個別적であり、一般性を持つものではない。さらに、生活の中で、時々状況によって行動を選択しているため、一律にその行動を評価することはできない。したがって、教科化される道徳教育については、慎重に進めるべきである。 | ③ | 従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置付ける今回の学習指導要領の改正では、指導に当たっての留意事項として「多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること」と明記するとともに、「児童(生徒)の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること」と規定しています。 また、評価については、「児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある」「ただし、数値などによる評価は行わないものとする」と規定しているところです。このため、文部科学省では、本年度に専門家による会議を設け、基本的な方向性を示し、それを前提に専門的な検討を行っています。 学習指導要領やこれらの検討を踏まえて、適切に対応していきます。 |
| 64 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容2 | p15 | 道徳教育を推進する側の人たちの規範意識、人間関係を築く力に、不安がある。教育委員会所管の懲戒処分を毎年度ゼロにすることに力を注いでほしい。 | ③ | 教員の不祥事は、学校教育に対する県民の皆さんの信頼を損なうものであり、あってはならないことです。 教職員の意識の高揚を図るため、今後とも会議等のあらゆる機会を通じ、信頼回復と服務規律の確保に取り組むよう徹底していきます。 |
| 65 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容6 | p15 | 「地域への定住を促進・・・子どもの愛郷心を高め、将来の地域リーダーを育成する取組」とあるが、定住を促進するための雇用の創出、子育ての環境の改善(医療、教育、文化など)の魅力づくりについても、方策をたてるのが大切である。愛郷心があっても、持続可能な雇用がない実態を踏まえるべきである。現在の学校教育の取組でも、愛郷心は地域の方とともに培っており、このことは、南部地域だけに該当することではない。 | ② | ご意見のとおり、若者の県内定着を促進するためには、雇用の創出なども重要であり、三重県では、教育施策大綱とは別に、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、すべての行政分野の取組を結集して、人口減少問題への対応を進めていくこととしています。教育施策大綱は、教育・人づくり分野以外の施策には言及しないことをご理解ください。 また、ご指摘の取組は、本県の地域連携部南部地域活性化局が進める、南部地域に限定した取組です。県内全域で行う郷土教育の取組については、1項目前の「主な取組内容5」で記述していますので、ご確認ください。 |
| 66 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容6 | p15 | 愛郷心があっても職がなく、地域に残れないのが実情。夢をかなえるために、もしくは生活のために、外へ出て行かざるを得ない。地域のリーダーの育成も定住の促進も必要だが、愛郷心をいくら育てても、未来・夢を描けなければ、他との差をより強く意識させるばかりである。地域への定住を促進するためには、教育以外の施策の方が重要ではないか。「子どもの愛郷心を高め、将来の地域リーダーを育成する取組」と具体的に書かれていることがかえって各地の活動の足かせになるように思う。「地域への定住を促進するため、南部地域の市町が実施する教育活動を支援します」という記述でどうか。 | ④ | 三重県では、教育施策大綱とは別に、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、すべての行政分野の取組を結集して、人口減少問題への対応を進めていくこととしています。教育施策大綱は、教育・人づくり分野以外の施策には言及しないことをまずはご理解ください。 また、ご指摘の取組は、本県の地域連携部南部地域活性化局が進めているものであり、まさに「子どもの愛郷心を高め、将来の地域リーダーを育成する取組」を具体的に実施するものです。原案どおりとさせていただきますので、重ねてご理解をお願いします。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----------|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 67 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容8 | p15 | 環境学習の拠点施設はどこか。四日市公害の学習は「三重ならではの」教育だと考える。県内の子どもたちが「四日市公害と環境未来館」で学習してほしい。学校での事前学習のための教員研修を強化してほしい。 | ③ | <p>県の環境学習の拠点施設としては、三重県環境学習情報センターがあり、小学生から大人まで利用されており、「水質チェック」「ごみの減量を考える買い物ゲーム」などの講座が人気講座となっています。</p> <p>四日市公害と環境未来館は、四日市市の小学5年生全員が社会見学に行くなど、四日市市を中心に津市、松阪市、伊賀市などからも社会見学に訪れています。</p> <p>このような施設や企業などと連携をしながら、児童生徒が持続可能な社会づくりの担い手となるよう、市町教育委員会とも連携して、各学校の支援に努めていきます。</p> <p>教員研修については、環境に配慮した持続可能な社会づくりの担い手を育てるために、様々な機関等と連携した研修を企画・実施し教職員の指導力の向上を進めます。</p> |
| 68 | 4 教育施策 3 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 主な取組内容6、14、4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容11、12 | p13、14、16 | 読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発、学校図書館を活用した授業、子どもと本をつなぐ取組についてはもちろん、アクティブ・ラーニングや情報活用教育の推進・充実のためにも学校司書の存在が不可欠である。それらを学校で教員と協力して行っていくためには、本や読書や情報の専門家である司書の資格を持っていることは言うまでもなく、子どもたちが学校にいる間はずっと学校図書館にいて、子どもたちを見守り、手を差し伸べ、支援する等、即対応できる学校司書でなければならない。大綱の実現のために、すべての学校に県・市・町が直接雇用した学校司書を配置してほしい。 | ④ | <p>小中学校の司書は県費負担の職員には位置づけられておらず、県が任用して配置することは、財政的な裏付けがなく困難な状況です。</p> <p>県教育委員会では、市町等教育委員会に対し、読書活動を推進する中で、学校司書配置の有効性や地方財政措置の状況について周知を図りながら、さらなる配置を働きかけていきます。</p> <p>こうした中で、国において専門的スタッフの配置について議論されているところであり、今後の動向を注視していきます。</p> |
| 69 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容11～13 | p16 | 県内でも各校・各自治体で優れた実践がある。そうした事例を積極的に情報発信してすそ野を広げて欲しい。 | ③ | <p>各校・各自治体での優れた実践事例を各種会議等で共有するなど、あらゆる機会を通じて横展開を図っていきます。</p> |
| 70 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容11～13 | p16 | 県には財政・人材面での配慮を是非お願いしたい。 | ③ | <p>三重県教育施策大綱(仮称)は、県の教育・人づくり政策の根本となる方針や教育施策の主な内容を示すものであり、個々の取組にどの程度の予算・定数を配していくかについては、別途行われる全体の予算調整、定数調整の中で、具体的に判断していくこととなります。</p> <p>人的・財政的支援の重要性を踏まえつつも、県財政が厳しい折りであり、十分な精査を行ったうえで、最小限の経費で最大の効果が上がるよう取り組んでいきます。</p> |
| 71 | 4 教育施策 4 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成 主な取組内容12 | p16 | 取組の中にビブリオバトル(書評合戦)をあげているが、最近始まったばかりの手法であり、定着せず一過性に終わる可能性もある。「一斉読書」や「ブックトーク(司書や教員、児童生徒による、テーマを設定した本の紹介で、授業の中でも使える内容)」などもあげてはどうか。 | ① | <p>子どもの読書に対する興味や関心を育むために効果的な取組を提案いただいたことから、具体的手法として「朝の読書」を加筆しました。</p> |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|--------|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 72 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成全体 | p17～18 | さまざまな生活環境にあつて、家庭との連携が難しい状況が多く、サポートする人的・財政的支援が必要である。 | ③ | 三重県教育施策大綱(仮称)は、県の教育・人づくり政策の根本となる方針や教育施策の主な内容を示すものであり、個々の取組にどの程度の予算・定数を配していくかについては、別途行われる全体の予算調整、定数調整の中で、具体的に判断していくこととなります。 人的・財政的支援の重要性を踏まえつつも、県財政が厳しい折りであり、十分な精査を行ったうえで、最小限の経費で最大の効果が上がるよう取り組んでいきます。 |
| 73 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成全体 | p17～18 | 基本的な生活習慣など、学校教育だけでは身に付かないことが非常に多い。家庭や社会のサポートがないと、基礎がないまま成長してしまう子どもが増える。そうならないための施策が必要。 | ② | 子どもの基本的な生活習慣の確立は、家庭・地域社会との連携が必要不可欠と考えています。 学校では、基本的なルールへの遵守や保健学習・指導、特別活動などあらゆる機会を通じて、基本的な生活習慣の確立に取り組んでいますが、学校だけでは不十分です。 そこで、県PTA連合会等と連携を図り、家庭への啓発の取組として、学力向上県民運動の「生活習慣・読書習慣チェックシート」の活用を進めています。 また、学校医や保護者代表、民生児童委員等の地域の方からなる学校保健委員会等を活用して、生活習慣の確立について、協議し、取組を進めている学校もあります。 今後も、これらの取組を家庭及び各関係機関・団体等と連携を図りながら、充実させていきます。 |
| 74 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成 主な取組内容7 | p17 | 将来のトップアスリート育成の陰で、成長期の子どもたちの体に異変があることや、トップアスリートの多くが月経周期に異常を来していることなどは、見逃せない。これが、成長期の子どもたちの中で優れた才能を持つと言われる子への、暗黙の強制につながらないこと、また、その子たちとそうでない子への大人の関わりの差が、学校教育や社会教育のゆがみにつながらないことを願う。現在、選手育成に係る子どもたちやその周辺の子どもの保護者が、非常にストレスをかかえた状況で学校生活を送っているケースが珍しくない。すべての子どもたちの、健康で健やかな生活をめざして、という方向を見失わないでほしい。 | ③ | 子どもたちが健やかに生きていくための基礎を培うという基本的な取組方向を踏まえながら、将来のトップアスリート育成にあたっては、各競技団体等とともに、子どもたちの発達段階や個性、能力等を見極めながら計画的な育成に取り組めます。また、指導者の資質向上を図るとともに、研修会等を通して保護者の理解を深めるなど、関係者が連携して、取組を進めるよう努めます。 |
| 75 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成 主な取組内容8 | p17 | 子どもたちの基本的な生活習慣について、家庭環境が複雑な場合や、地域に問題を抱えている場合などの実態を考慮して、それらの改善に向けての施策も必要である。 | ③ | 子どもたちの基本的な生活習慣の確立へ向けては、家庭環境など、子どもたちが抱える背景にも十分留意するとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら、進めていきたいと考えています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 76 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成 主な取組内容9 | p17 | 妊娠・出産・ライフサイクルに関して、個人の尊厳を重視し、一定の価値観に固定されない、自分自身の体と心について自己決定できる力を育てたい。 | ② | ご指摘のとおりであり、県では、子どもたちが、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考える基盤ができるよう、ライフプラン教育に取り組んでいます。 また、県立学校では、生徒・教職員・保護者に対し、ライフプランや結婚、妊娠・出産、子育てなどをテーマにした講演会を開催したり、リーフレットを配付するなどの取組を進めています。これらの取組を通じて、子どもたちが自らの体や心について考える力を育成していきたいと考えています。 |
| 77 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成 主な取組内容11 | p18 | 歯科疾患予防について、フッ化物洗口を頼っていくのではなく、虫歯予防の基本である歯みがきの正しい知識を広めていくことこそが必要である。 | ② | 歯みがきの正しい知識の普及啓発はもとより、フッ化物洗口や適切な生活習慣の習得など、歯科疾患予防に係る取組を関係部局が連携して推進します。 |
| 78 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成 主な取組内容12 | p18 | 「朝食メニューコンクール」は対象が小学5、6年生と中学生に限定される。また、関心の高い子ども中心になってしまう。子どもたち全般に関わるような取組例も入れておく方がいいのではないかと。 | ② | 「朝食メニューコンクール」は、家庭科が始まる5年生以上の子どもたちが、家庭科での学びを具現化するため、自らの生活を見直し、実際に朝食を調理することを通して、生涯にわたり、自ら望ましい食習慣が保持できることを目的として実施しています。 他にも教科や総合的な学習の時間等を活用して、サツマイモなど食物の栽培活動や収穫後の調理等を通じて食育の推進に取り組んでいるところです。 今後も、発達段階に応じた食育の推進を図るとともに、より多くの子どもたちが「朝食メニューコンクール」に参加できるように、市町教育委員会等と連携を図りながら進めていきます。 |
| 79 | 4 教育施策 5 健やかに生きていくための身体の育成 主な取組内容13 | p18 | 給食への県産品の利用については、値段が高かったり、供給量が安定しなかったりといった問題点がある。県産品がもっと利用しやすくなるよう、県として助成制度等を考えることも大切ではないかと。 | ③ | 県では、学校給食従事者や生産者などの関係者からなる検討会を設置し、県産品を使った給食用加工商品の開発等に取り組んでおり、こうした取組を通じて、県産品の需要拡大を促進していきます。 なお、県教育委員会では、「みえ地物一番給食の日」を中心に、各市町等教育委員会の担当者と取組の成果や優良献立を共有するなど、学校給食における地場産物の使用割合の向上をめざした普及啓発に取り組んでいます。 |
| 80 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 基本的な取組方向 | p19 | インクルーシブ教育システムの構築のためには、合理的配慮、基礎的環境整備が不可欠である。「障害」の有無に関わらず、ともに学ぶことを前提とした学校や地域社会をつくっていくための施策が必要である。 | ① | ご意見を踏まえ、合理的配慮の提供に関して、最終案で記述を追加しました。 基礎的環境整備については、主な取組内容のすべてが基礎的環境整備であると考えており、合理的配慮の提供とともに取組を進めていきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 81 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 基本的な取組方向 | p19 | インクルーシブ教育システムの構築は、人材・環境の面でかなり厳しい現状にあるので、その整備が不可欠。 | | |
| 82 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 基本的な取組方向 | p19 | 現状では、インクルーシブ教育が構築できるような合理的配慮、基礎的環境整備となっていない。教育は「最も重要な政策分野」であるので、確実に進めてほしい。「障害」の有無に関わらず、社会全体としてインクルーシブな社会を構築していくものであり、この項があるからインクルーシブな社会をめざしているのではないので、そのことが分かる記述があるとよい。 | ② | インクルーシブ教育システムの構築のため、適切な指導・支援の充実や教職員の専門性向上、学校等の整備等を進めることで、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を着実に進め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちの自立と社会参画に向けた力を育むための施策を推進していきます。 |
| 83 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 基本的な取組方向 | p19 | 公立幼稚園ではすべての幼児がともに学びあうことを前提として教育を行っている。ともに学びあうことが一人ひとりの力を伸ばすことにつながっていくのだと思う。しかし、そのためには一人ひとりに応じた配慮や環境整備が必要になる。年々さまざまな配慮を必要とする子どもが増えていく中で、インクルーシブ教育システムを考える時、社会全体の問題としてとらえていく必要がある。 | ③ | インクルーシブ教育システムの構築のための就学前の取組については、平成27年3月に策定した「三重県特別支援教育推進基本計画」に示しています。本県では、多くの幼稚園・保育所等において、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに活動する中で、就学に向けての基礎的な力を養っています。幼稚園・保育所等の教員や保育士が、障がいのある子どもの特性や支援方法を理解し、保護者、地域、関係機関等と適切に連携する力を高めるため、個別の指導計画やCLM等の支援ツールを活用し、市町関係部局における専門性の向上の取組を促していきます。 |
| 84 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 基本的な取組方向 | p19 | 健常者と障害者が同じ社会で活動することを考えると、「可能な限り」ではなく、常に同じ場でともに学ぶようにすべき。 | ④ | インクルーシブ教育システムは、基本的な方向性として、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すものです。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかを最も本質的な視点であり、このことを踏まえ、インクルーシブ教育システムを構築していきます。 |
| 85 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容1 | p19 | 教育に関する必要な情報は、幼稚園・保育所等、小中高等学校、特別支援学校間で、各学校の職員が保護者とともにつくる「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を引き継ぎ、継続した支援をする必要がある。教育に関するだけでなく、医療や福祉に関することも進学時に学校間で引き継ぐ必要があり、各市町に、パーソナルカルテの活用を通じて、医療と福祉と学校が連携していけるような制度の充実を働きかけることは重要なことだと思う。 | ② | 早期からの一貫した支援を行うため、学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれることはもとより、医療、福祉、教育等が情報を共有し連携して支援を実施できることが必要ですので、パーソナルカルテを活用した支援体制の整備を進めていきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 86 | 4 教育施策 6 自立と社会参画を めざした特別支援教育の推進 主な取組内容1 | p19 | 保幼小中の引継ぎを丁寧に途切れることなく行うことに対し大いに賛成である。実現させるためには具体的なビジョンと戦略が必要である。子どもの困り感を早期から見出し、有効な手立てを講じ、支援することで、子どもは自尊心を保持できる。愛されて育つ子どもは愛すことのできる大人へと成長し、税金の払える大人になる。これからの三重県を考えると、このことはとても重要になる。このことを具現化させるために必要不可欠なのが、保健・福祉・教育が一元化した行政システムの完備で、県内29市町のすべてにおいて「途切れなく支援」していけるようになることである。当然、そこに配置される人は専門的なスキルが必要となる。現在県内におけるこの取組は日々拡大中なので、まだ整備されていない市町へのアプローチを積極的に推進していくことを望む。 | ② | 早期からの一貫した支援体制を推進するため、関係機関の連携をさらに進めることが重要です。そのため、各市町に設置が進められている保健、福祉、教育が連携した総合相談機能の整備を働きかけるとともに、中核となる専門性の高い人材育成等の支援を行い、発達支援が必要な子どもの早期発見と発達段階に応じた適切な支援体制の推進に取り組んでいきます。 |
| 87 | 4 教育施策 6 自立と社会参画を めざした特別支援教育の推進 主な取組内容1 | p19 | 甲賀市の取組からパーソナルカルテが広がった経緯を踏まえ、保護者に対し、パーソナルカルテの存在と意義をしっかりと伝える必要がある。 | ③ | 県内の市町では、パーソナルカルテと同様の機能をもつ市町独自の情報引継ぎツールも含め、特別な支援を必要とする子どもの保護者に対する周知や働きかけを行い、活用の促進を図っています。パーソナルカルテがより一層活用されるためには、パーソナルカルテの意義を保護者に十分に伝える必要がありますので、今後も市町等教育委員会と連携して取り組んでいきます。 |
| 88 | 4 教育施策 6 自立と社会参画を めざした特別支援教育の推進 主な取組内容1 | p19 | 必要な情報を確実に引き継ぐためには、書類だけではなく、児童生徒本人を確認のうえ、対話により引き継ぐこと。 | ③ | 特別な支援を必要とする子どもの進学等にあたっては、送り出す側の学校から受け入れる側の学校へ指導・支援に必要な情報を引き継ぐことに加えて、受け入れる側の学校において、本人や保護者との教育相談を実施し、支援に係る合意形成を図ることが望まれます。 今後も、指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれ、本人や保護者との合意に基づく支援が充実していくよう、市町等教育委員会と連携して体制の整備に取り組んでいきます。 |
| 89 | 4 教育施策 6 自立と社会参画を めざした特別支援教育の推進 主な取組内容2 | p19 | CLMの導入を広げることはよいことである。しかし、アドバイザーの養成も含め市町の温度差が激しく、CLMをまったく知らないところもあるので、その状況を改善する手立てが必要である。 | ③ | 「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・保育所等への導入の促進をめざして、市町への訪問や圏域別の市町担当者情報交換会を開催するなど、市町への働きかけを行っており、今後も取組を継続していきます。 |
| 90 | 4 教育施策 6 自立と社会参画を めざした特別支援教育の推進 主な取組内容3 | p19 | 特別支援学校に在籍している児童生徒の中には、遠方からスクールバスに乗り、毎日、通学している子どももたくさんいる。親元を離れ、寄宿舎に入り、生活している者もいる。在学中から地元の同世代の友だちとの関わりをもつことは卒業後につながると思う。学校の所在地での交流学习および共同学習よりも居住地の学校でのそれらの学習が必要だと思う。 | ② | ご意見を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学ぶことができる場面の一つとして、特別支援学校に在籍する子どもの居住地にある学校での交流および共同学習を充実していきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|-----|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 91 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容3 | p19 | 交流および共同学習に関する記述があるが、インクルーシブ教育も含め、本来の目的を果たそうとするなら、教員にかなりの力量とそのための準備が必要になる。しかし、ただでさえ忙しい教員にその時間は取れず、現在取り組んでいるところも、単なる一過性の行事になってしまっている可能性がある。一人ひとりの子どもによって違いもあるので、それぞれの子どもにとって、どういう形で実施するのが望ましいのか、十分な知識と経験をもった教員なりがアドバイスしながら、計画的に実施する必要がある。そういった仕組みを作らないと、単に「交流および共同学習を進めます」だけでは、形骸化してしまう恐れがある。 | ② | 交流および共同学習においては、場や時間を共有するだけでなく、ともに学ぶという視点が大切です。そのため、平成27年3月に策定した「三重県特別支援教育推進基本計画」において、教材や支援方法等を充実させ、合理的配慮を提供することで、障がいのある子どもが充実した時間を過ごし、十分活動できるようにすることについて記述しています。引き続き、教員の専門性の向上を図りながら、交流および共同学習の充実に向けて取組を進めていきます。 |
| 92 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容3 | p19 | 交流について、多くの学校で年に2、3回程度しか行われぬ。交流や共同学習が子どもたちの将来の共生社会に寄与するか、疑問がある。 | ④ | 交流および共同学習は、障がいのある子どもが経験や生活の幅を広げるとともに、障がいのない子どもが障がいのある子どもへの理解を深め、豊かな人間性の育成を図ることができる機会であることから、共に学ぶという視点を大切にしながら共生社会の形成に向けた取組を進めていきます。 |
| 93 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容4 | p19 | 現状、障害者が地域の中で安心して自分らしく暮らしていける市町など存在しない。 | ⑤ | 特別支援学校に在籍する全ての幼児児童生徒が、卒業後も地域の中で安心して自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ることとしており、取組を進めていきます。 |
| 94 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容5 | p19 | 「提案型の職場開拓」について説明を。就労するためには、生徒本人の自立する力が不可欠である。 | ⑤ | 県では、特別支援学校高等部の生徒に対して、職業適性アセスメント等の活用により生徒本人の適性と職業のマッチングを図るとともに、生徒の職業適性に応じた業務内容を支援方法と一緒に企業に提案する職場開拓を進めています。 子どもたちがそれぞれの進路希望を実現するため、特別支援学校におけるキャリア教育を推進し、自立と社会参画に向けた力を育んでいきます。 |
| 95 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容6 | p19 | 南北に長い三重県では、現状のあすなろ学園一極集中の1つのセンターを強化するのではなく、地域センターを5つ設置する方がよい。新設するセンターと各地域のサポートとの関係はどうなるのか。 | ④ | 発達支援を必要とする子どもの診療にあたっては、多職種が連携して対応する必要がありますが、発達支援を担う医療従事者が全国的にも少ない現状では、人材を分散化せず、「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」を総合拠点として集約して、専門性の高い職員を養成・確保することが必要です。その上で、センターの職員が、臨床経験等のノウハウを生かして、巡回指導により各地域の医療従事者等に技術的な指導や助言を行ったり、研修受入等による地域の人材の育成支援を行うことにより、地域を支援していきます。 |
| 96 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容7 | p19 | 玉城わかば学園のマンモス化が続く中、松阪地域特別支援学校はいつできるのか。開校後、松阪と伊勢で、地域の資源の差、社会への出にくさなど、格差が生じることも想定されるが、その対応は。 | ⑤ | 松阪地域特別支援学校(仮称)の整備については、平成29年度中の施設完成、平成30年4月の開校を目指しています。玉城わかば学園と松阪地域特別支援学校(仮称)のいずれにおいても、卒業後も地域に根ざした生活が送れるよう、地域資源を十分に活用した教育を実施し、児童生徒の社会的・職業的自立が実現できるよう取組を進めていきます。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|---|-----|---|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 97 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容8 | p19 | スクールバスの現状は、初等部、中等部と高等部、放課後の時間を一律に切ってしまうため、増発が不可欠である。 | ④ | 特別支援学校では、学部、学年によって年間の総授業時間数が異なることから、終了時刻もそれぞれ異なります。しかしながら、スクールバスについては、運行範囲が広域であることから複数回の運行が困難な状況ですので、ご理解をお願いします。 |
| 98 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容9 | p19 | 発達支援が必要な子どもが地域で健やかに成長していくためには、地域の人々へ障がいに対する理解を深める施策が必要である。 | ③ | 地域の人々が障がいに対して正しく理解いただくことが重要であると認識しており、特に発達支援の必要性に関して、毎年シンポジウムを開催する等、啓発に努めているところです。引き続き取組を進めていきます。 |
| 99 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容9 | p19 | 「身近な地域で健やかに成長」とあるが、原状、まったくできていない。「市町等と連携し」とあるが、連携とは具体的にどういうことを指すのか。市町はパーソナルカルテもCLMも知らず、教育部門と福祉部門の連携もできていない。「適切な支援」とあるが、知識も専門性もない特別支援コーディネーターがいる現状で、適切な支援ができるとは思えない。「途切れることのない体制の構築」とあるが、途切れてしまう可能性が高いと思われるので、どこが途切れたのかを見つけることが重要である。なお、これまで「切れ目のない支援」という表現を用いてきたのではなかったか。 | ③ | 身近な地域を担当する市町に対して、保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口の設置等を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成のための市町職員等の研修受入や巡回指導による技術的支援等を行っています。 県内の市町では、パーソナルカルテと同様の機能をもつ市町独自の情報引継ツールも含め、特別な支援を必要とする子どもの保護者に対する周知や働きかけを行い、活用の促進を図っています。現在、全ての市町での活用を確認していますが、より一層活用されるために、関係機関への周知に努めていきます。 また、CLMと個別の指導計画について、初めての集団生活の中で子どもが困難さを感じることなく過ごすことができるよう、市町を通じて幼稚園・保育所等への導入促進に取り組んでいますが、就学後への支援に向けて情報引継ぎにも取り組んでいるところです。 特別支援教育コーディネーターは、担任と連携して個別の教育支援計画を作成する力や、情報を整理し校内委員会を運営する力など、校内の特別支援教育をコーディネートする力が求められます。さらに、状況に応じて地域の関係機関と連携する力も必要です。引き続き、特別支援教育コーディネーターの研修の機会を保障して最新の情報が提供されるようにするとともに、各学校の校内体制の中で専門性が継承できるよう、担当者の配置等に工夫しながら人材育成を図っていきます。 なお、「切れ目のない支援」の表現について、母子保健の取組等で使用されていますが、「途切れることのない支援」も同様の趣旨となります。 |
| 100 | 4 教育施策 6 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 主な取組内容10 | p20 | 「保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口」は、自分の住む市町にはない。また、「技術的支援」は、どんな力量の人が行うのか。 | ⑤ | 全ての市町において、保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口の設置または機能の整備が行われるよう、市町に対して引き続き働きかけていきます。 技術的支援を担当する職員は、県立草の実リハビリテーションセンターや県立小児心療センターあすなろ学園に従事する専門のスタッフで、巡回指導等を実施し、技術的な指導や専門的な助言を行っています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|------------|---|------|--|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 101 | 4 教育施策 7 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり 主な取組内容3、4 | p21 | 「自分の命を自分で守る力」をつける、そのための防災教育は最優先で行われるべきであるが、その次の段階として、「自分たちができることを考え、行動する力」が求められる。このような視点での防災教育を行うことも必要である。 | ③ | 「自分の命は自分で守る」防災教育とともに、支援者となる視点から、発達段階に応じて地域の安全に貢献する意識や能力を育成する防災教育を推進していきます。 |
| 102 | 4 教育施策 7 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり 主な取組内容8 | p21 | 不登校児童生徒に対する支援の記述があるが、「適切な」という言葉では、どうなることが適切なのか、方向性が曖昧である。不登校になる理由はさまざまだが、必ずしも学校に戻ることだけが目的ではないと思う。最終的にそれぞれの「可能性を開花させ、生き抜いていく力を育む」ことができればそれで良いわけで、その結果が自立や社会参画だと思う。「適切な」の前に、「自立と社会参画に向けた」というような言葉が入ると、支援の方向性が分かって良いのではないかと。 | ① | ご意見を踏まえ、「適切な支援」を「社会的自立に向けた支援」と表記を変えさせていただきます。 |
| 103 | 4 教育施策 7 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり 主な取組内容10 | p22 | スクールカウンセラーを活用した教育相談等について、週1回以上学校に来られるようにし、児童生徒、保護者はもとより教職員とも話し、不登校やいじめ等の未然防止および早期発見、早期解決を図る体制を強化することが必要。 | ③ | スクールカウンセラーの配置については、各市町教育委員会との調整のうえ、配当時間数等の柔軟な活用ができるよう配慮しています。引き続き、教職員と連携を密にし、より適切な支援を行うよう努めていきます。 |
| 104 | 4 教育施策 7 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり 主な取組内容11 | p22 | 奨学金の返還を減免する制度は、子どもの貧困対策にも必要ではないか。 | ② | 奨学金の返還を減免・猶予する制度は、すでに規則等により設けているところです。また、子どもの貧困対策として平成27年4月から返還猶予要件を追加したところです。 |
| 105 | 4 教育施策 8 地域に開かれ信頼される学校づくり 全体 | p23～ 24 | ひとクラスの人数を減らすよりひとクラスを担当する教師の数を増やすことが重要だと思う。将来の少子化で教師の数が余るからと正教員の採用をせずに、派遣、臨時、嘱託教員を増やしている地方の都道府県が増加していると聞くと、少子化で配偶者も働く時代になると小さな子どもの躰がしっかりできなくなるから、子育てを国民全体でというのであれば、働く場所の提供ができる大都市の義務教育では、ひとクラスの生徒数を減らすのではなく、教員の数を増やして、将来の子どもの増加に備えた方がよい。 | ④ | 1学級の児童生徒数は40人が基本ですが、小学校や中学校入学時における環境の変化にきめ細かく対応するために、本県では小学校1、2年生は30人(下限25人)、中学校1年生は35人(下限25人)とするなど、きめ細かな指導が必要な学年では少人数での学級編制が効果的であると考えています。このほか、児童生徒数の多い学級での指導方法の改善や生徒指導や特別支援など個々の課題に対応するために、担任とは別に一定数の教員を配置しています。また、今後、児童生徒数の減少に伴い、教員数も減ることが見込まれますが、毎年度一定の新規採用職員を確保すべく努めているところです。 |
| 106 | 4 教育施策 8 地域に開かれ信頼される学校づくり 全体 | p23～ 24 | 教員は、総合職(将来は校長など学校運営をする)、専門職(専門強化を徹底して教える)、指導職(60歳を超えて従来よりもPTAなど対人交渉等、若い教師の指導ができる総合職経験者)、嘱託(60歳を超えて担任を補佐して、担任の相談にのる専門職経験者)など教える内容等によって賃金体系も変えて採用すると良いと思う。また、途中からのコース変更も可能とするが良い。 | ④ | 本県では平成27年度から校長や教頭を補佐して学校運営の一部を担う「主幹教諭」と、他の教員に教育指導に関する指導、助言を行う「指導教諭」という新しい職を設置しました。ご意見にある学校運営や若手教員の指導を担うものであり、今後、この新たな職が学校の組織運営体制や指導体制の充実につながるよう、取り組んでいきます。また、60歳で定年となった教員を再任用し、豊かな経験や知識を活かすことにより、学校教育を充実するよう努めています。 |

| 意見番号 | 該当箇所 | | 中間案に対するご意見概要 | 対応区分 | ご意見概要に対する考え方 |
|------|--|--------|--|------|---|
| | 該当箇所 | ページ | | | |
| 107 | 4 教育施策 8 地域に開かれ信頼される学校づくり全体 | p23～24 | 学校の運営時間を長くしてはどうか。朝7時から9時までとして少子化を支援できるようにする。小学校、中学校時代は、クラスを3人で担当し、義務教育で塾へ行かなくても授業、道徳、スポーツが対応できるようにすることで、教育費が減少して少子化対策につながると思う。 | ④ | 教員数は学級数に応じて定められており、1クラスに3人の教員を配置することはできませんが、学校での様々な教育課題に対応するための教員の加配もあることから、これらを効果的に活用し、きめ細やかな教育が行えるよう努めています。 なお、学校の運営時間を早朝から夜間までとすることは困難ですが、家庭や地域との連携を一層進め、保護者や地域住民の方々が参画する学校運営を促進していきます。 |
| 108 | 4 教育施策 10 地域の活力を支える産業人材の育成 主な取組内容9 | p27 | 「農業・農村で男女がともに稼ぎ」という記述に違和感がある。なぜ「農業・農村」なのか。産業構造の変化により、農村に住んでも農業に関わらない人、専業主婦でいる人もたくさんいる。「ともに稼ぐ」ことを前提にした教育施策でなく、「ワーク・ライフバランス」を維持し、安心して子育てや農業参加ができる環境づくりとすべき。 | ⑤ | 農村社会の変革を目指すものではなく、全般を捉えた記述ではなく、農業者の意識の醸成を図る視点から記述したものとしてご理解ください。なお、記述内容につきましては、他項目とも整合を図り、検討します。 |
| 109 | 4 教育施策 10 地域の活力を支える産業人材の育成 主な取組内容16 | p27 | 看護職員確保に対する取組が書かれているが、看護職員希望者はそれほど少なくはない。離職者が多いから、看護職員不足という問題が起こるのではないか。「確保」の前に「離職防止」に対する取組が必要ではないか。 | ① | ご意見を踏まえ、記述を修正します。 |
| 110 | 4 教育施策 11 あらゆる世代のすべての人が学び挑戦できる社会づくり 基本的な取組方向 | p29 | 「社会との結びつきがまだ十分とは言えない」とは、「経済活動に生産者として関与していない」という解釈でよいか。 | ⑤ | 必ずしも「経済活動」「生産者」に限定した趣旨ではなく、NPO活動、地域のボランティアなど、広い意味での社会活動に十分参画できているとは言えないという趣旨で解釈ください。 |
| 111 | 5「教育への県民力の結集」に向けて (1)「学校」の役割 | p31 | 「子どもたちの可能性を開花させ、生き抜いていく力を育むこと」とあるが、これは教育全体の意義である。その教育に「県民力を結集し社会総がかりで取り組む」とするならば、学校教育だけではなく、多様な主体すべてが担う役割だと思ふ。そうでなければ、学校に行けない不登校の子どもは、可能性を開花させ、生き抜いていく力を育めないことになる。もちろん学校が中心となるべきだと思ふので、◇の太字の部分は、「教科指導等を通じて子どもの教育の中心を担う」というような書き方にしてはどうか。 | ① | 示唆に富んだご意見、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、「学校の役割」の記述を修正させていただきます。 |
| 112 | 5「教育への県民力の結集」に向けて (1)「学校」の役割 | p31 | 「幼稚園・保育所等」とあるが、2015年4月より「子ども・子育て支援新制度」が始まり、県内でも認定こども園が開設されている。幼保連携型認定こども園も幼稚園と同様に「学校」であると認定こども園法で明記されている。「幼稚園・認定こども園・保育所」としたほうが適切である。 | ① | 貴重なご意見をありがとうございます。ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所に限らず、本大綱案の「幼稚園・保育所等」という言葉を、全て「幼稚園・認定こども園・保育所」に統一させていただきます。 |
| 113 | 5「教育への県民力の結集」に向けて (7)県と市町との役割分担 | p32 | 新制度施行の十分な周知がなされず、自治体間の格差や混乱が生じている。保護者、地域への丁寧な説明と各自自治体が関係部局との連携及び協働をはかる必要があり、それらが確実に行われるように責任を明記していただきたい。 | ④ | ご指摘いただいた「保護者、地域への丁寧な説明」や「関係部局との連携及び協働」については、教育施策に限らず、あらゆる行政活動の基礎となる事項と考えます。原案どおりとさせていただきますので、ご理解をお願いします。 |